平成２３年（フ）第１９２号
佐賀県西松浦郡有田町大野乙2477番地５
債務者　長友　薫徳
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１９３号
佐賀県西松浦郡有田町大野乙2477番地５
債務者　長友　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４６７号
宮崎市大字本郷北方2984番地
債務者　上床かずえ
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９６号
盛岡市黒石野１丁目20番59号
債務者　吉田　司郎
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２８５８号
名古屋市中川区中島新町４丁目1510番地　さくらマンション中川706号
債務者　増田　　豊
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８号
兵庫県たつの市御津町釜屋74番地１
債務者　写真のイワムラこと　岩村　　護
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第５９号
兵庫県たつの市御津町釜屋74番地１
債務者　岩村眞知子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第３１号
奈良県吉野郡下市町大字栃原1749番地、住民票上の住所大阪府羽曳野市伊賀４丁目１番19―202号
債務者　井植　正朋
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第２１３号
山口県下関市小月本町２丁目18番11号
債務者　竹内　靖彦
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
山口県下関市本町３丁目５番９号
債務者　矢原　忠雄
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
山口県下関市南大坪町１番３―412号　公団住宅
債務者　山田　義春
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第６２５号
高知市十津１丁目１番77号　森本方
債務者　今村　健一
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６３１号
高知市廿代町９番２号　鈴木コーポ第３―505号
債務者　矢野あゆみ
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８２号
佐賀県唐津市七山白木2033番地
債務者　中村由美子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第７８号
長崎県雲仙市小浜町雲仙別所　ＳＫ―Ｃアパート14号、住民票上の住所長崎県雲仙市小浜町木場1592番地
債務者　小松　慎弥
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
宮崎県延岡市出北２丁目23番17号
債務者　永井　祐子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第３９５号
奈良県大和郡山市小泉町東２丁目６番地５　レオパレス冨田305号
債務者　松永　一理
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
奈良地方裁判所